

仙台市交通局発注工事等における前金払の割合について

工事請負及び土木・建築設計，工事監理，測量業務委託等の前金払の割合について改正します。

1 工事請負

前金払の割合を請負金額の「10分の4.5以内の額」に改正します。

改正前 10分の5以内の額

改正後 10分の4.5以内の額

* 低入価格調査対象契約は，従前どおり「10分の2以内の額」となります。

2 土木・建築設計，工事監理，測量業務委託等

前金払の割合を請負金額の「10分の3.5以内の額」に改正します。

改正前 10分の4以内の額

改正後 10分の3.5以内の額

3 実施時期

令和4年6月10日以降の契約分から適用し，施行日前に締結された契約については，従前どおりとします。

4 お問い合わせ先

交通局財務課契約管財係 電話 022-712-8314